

## 罹災ごみ搬入に係る減免申請に関する確認（同意）書

別杵速見地域広域市町村圏事務組合 管理者 あて

住 所  
申請者 氏 名 ⑩  
電話番号

- 1 罹災ごみの内容 ※（ ）内に主なものを記入してください。  
 家財 （ ）  
 建築廃材等 （ ）
  
- 2 解体を行う者（上記問いで建築廃材等にチェックを入れた方のみ）  
 申請者本人  
 事業者 → **産業廃棄物となりますので、当清掃センターへ持ち込みできません。**
  
- 3 運搬・搬入を行う者  
 申請者本人  
 収集運搬許可業者 事業者名（ ）  
※原則、申請者等の同伴が必要です。  
 その他（氏名（ ）（続柄（ ））
  
- 4 下記の内容を確認し、□にチェックを入れたうえで署名してください。  
 罹災ごみの搬入については、下記の内容を遵守します。
  - ① 家庭用「資源とごみの分け方・出し方」(最新版)のとおり分別を行ってください。
  - ② 産業廃棄物は持ち込みできません。
  - ③ 処理困難物（瓦礫、ブロック、石膏ボード、土砂、灰等）の持ち込みはできません。
  - ④ 量は半分（1 m四方面程度）にしてください。
  - ⑤ 火種になるようなものは絶対に持ち込まないでください。
  - ⑥ 個人で建物を解体する場合、柱等の木材については、金具等を必ず取り除き、長さ 150 cm以内、太さ 30 cm以内に切ってください。金具がついていた場合、搬入をお断りする場合があります。
  - ⑦ 一度に多量に搬入される場合は、事前に搬入日程を藤ヶ谷清掃センター（0977-67-6113）に連絡してください。 当センターに搬入できないものが含まれていた場合、お持ち帰りいただく場合があります。  
 建物等を解体するには、事前に、法令で定められた手続きが必要となる場合があります。詳しくは、お住いの各市町の担当窓口にご相談ください。

署名（申請者）

---